

「トライアル雇用」に応募してみませんか？

令和7年4月1日以降に始めるトライアル雇用については、ハローワーク等の担当者制個別支援を受けている方の年齢要件を60歳未満の方に拡充しました。

「トライアル雇用」とは、働いた経験が少ないことや知識・スキル不足により就職に不安がある方などが、常用雇用※1への移行を前提として、原則3か月間、その企業で試行雇用(有期雇用)として働いてみる制度です。試行雇用(トライアル雇用)期間中※2は、仕事や企業について理解を深められます。あなたもトライアル雇用に応募して、期間の定めのない雇用へチャレンジしてみませんか。

※1 期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じであるもの。

※2 労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。

「トライアル雇用」のイメージ



※トライアル雇用期間終了時点で、一定の要件を満たさない場合は、無期雇用へ移行しないことがあります。

「トライアル雇用」のメリット

- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で無期雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。

「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日にトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※1
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が1年を超えている
- ④ 60歳未満の方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者(出入国管理および難民認定法 第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者)

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人(卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります)
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省ウェブサイト
トライアル雇用

